

2025年1月23日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 大橋 沙織

2025年度予算と主な施策についての申し入れ

はじめに

2024年元日の能登半島地震から1年が経過、9月の豪雨災害も追い打ちをかけ、被災者支援とインフラ復旧の遅れは過去の震災と比べても深刻です。12/27現在で、死者は504人（直接死228人、災害関連死276人）、半壊や一部損壊の家屋判定の世帯は仮設入居や公費解体、医療費減免の対象から外れるため、再判定を待ちながらいまだ避難所や壊れた自宅で暮らさざるを得ない状況が続いています。阪神淡路大震災から30年、東日本大震災から14年となりますが、住宅・生業再建、人口流失など能登の課題は山積で、過去の震災の教訓が生かされていません。いま必要なのは、被災者の要望に添った制度の柔軟活用や、既存制度を超えて新たな支援の枠組みを国の責任でつくることです。

パレスチナのガザ地区で続いていたイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘を巡る停戦合意が今月19日に発効しました。1年3カ月余に及ぶガザ市民への筆舌に尽くしがたい無差別殺りく、破壊、人道危機に対し、停戦合意が結ばれたことを心から歓迎するものです。イスラエル軍の攻撃により4万6,899人が死亡、11万人以上が負傷、今後予断は許しませんが、国際世論をさらに強め、恒久的停戦に向けた働きかけを強めるべきです。

トランプ米大統領の再登場により、日米同盟はいっそう危険と国民負担が増し、矛盾と混迷を深めることが懸念されます。いまこそ安保条約をなくし、対等・平等の立場で日米友好条約を締結すべきです。感染症対応が求められる中、世界保健機構（WHO）からの離脱表明は重大であり、気候変動対応でも、化石燃料増産の考えを示し、「パリ協定」から離脱する大統領令に署名しました。国連の世界気象機関（WMO）が今月10日、2024年の地球表面の平均気温が観測史上最高を更新し、単年度で初めて産業革命前の水準を上回ったとの推計を発表しました。いますぐ行動しなければ長期的に世界の平均気温を1.5度以内に抑えられず、将来の気候危機と現在進行形の異常気象に対処できないことを意味する中、トランプ米大統領の姿勢は全世界からの批判を免れません。

明日24日から通常国会が始まりますが、石破政権は、自公過半数割れにより予算案も法案も

与党だけでは成立できない不安定な政権運営を強いられています。「103万円の壁」や「教育無償化」といった部分的改良を求める国民民主党、日本維新の会など一部野党を抱き込み危機打開を図っています。昨年末の臨時国会で、能登の復旧復興費の3倍以上もの8,268億円の軍事費と特定の大企業へ1兆円もの巨額の補助金という2つの大問題を抱えた補正予算に国民民主、日本維新の会は賛成し、政権の延命に手を貸しました。「財界・大企業中心」「日米軍事同盟絶対」という自民党政治の「2つのゆがみ」にメスを入れられない野党は、自民党政治の転換を願う国民との根本的な矛盾を抱えています。国民要求を実現するためには、この「2つのゆがみ」に正面から切り込み、政治の大もとを変える必要があります、まさに各政党の真価が問われます。

物価高騰が止まらず、一時的な対策では国民のいのちと暮らしは守れません。石破政権は総選挙での国民の審判を重く受け止め、消費税の減税、中小企業への直接支援と賃上げなど、国民生活応援にこそ予算を振り向けるべきです。自民党の政治資金をめぐるのは、東京都をはじめ地方にも波及していることから、自民党自ら総点検することが求められています。

3月で大震災と原発事故から丸14年、15年目を迎えます。第2期復興・創生期間は残り1年余ですが、福島復興は道半ば、「人間の復興」こそ基本に据えるべきです。そして、医療介護・福祉・教育・子育てなど県民応援のあたたかい県政へ転換する、国の原発回帰路線が鮮明になるも、被災県として、「原発の最大限活用」を明記した「次期エネルギー基本計画案」の撤回を強く求め、「原発ゼロ」を発信することが極めて重要です。

県民の立場で国と正面から対峙し、県民本位のあたたかい県政、福祉型県政の実現を求めます。2月定例会に先立ち、以上の観点から県の来年度予算を策定し、具体的施策を実施するよう要望します。

一、経済無策、大軍拡に暴走する石破政権と対峙し、県民のいのちと暮らしを守る県政を

- 1、物価高騰が止まらず、国民・県民の暮らしと生業は一層厳しさを増している中、大企業は、労働者の賃金にも、取引企業の単価引上げにも回さず、内部留保金を巨額に積み上げている。この内部留保金の一部に時限的に課税し、この財源で中小企業を直接支援し、中小企業でも大幅な賃金引き上げができるよう国に求めること。県も、賃上げする中小企業に独自支援を行うこと。
- 2、国民生活を支え、経済面でも重要な部分を占める年金、介護、医療などの社会保障、GDP比でOECD加盟国中、下位の教育予算を大幅に拡充し、中小企業や農業予算の大幅増額を国に求めること。県も、新年度予算にこれらの分野に重点配分すること。
- 3、昨年に続き、今年も米不足が想定される。国の食料安定供給の責任放棄は許されない。「食料安全保障」の立場で農業を基幹産業として位置づけ、主食の米をはじめ食料自給率の向上、農産物の価格保障・農家の所得補償を政府に求めること。本県も、食料生産県として、農家と農業を維持するあらゆる支援を行うこと。米不足時には備蓄米の放出を国に求めること。
- 4、石破政権は、日米同盟に固執し、国の新年度予算案に軍事費を8兆7千億円計上し、GDP

比2%に迫り、さらに米トランプ政権の求めに応じて3%以上へと大軍拡路線を進めようとしている。しかし、軍事対軍事では何も解決しないことは、ウクライナ戦争やガザへのジェノサイドをみても明らかである。東アジアの平和と国連憲章に基づく世界平和に貢献するため、憲法9条を生かした平和外交を政府に求めること。

5、ロシアによるウクライナ軍事侵略などで核兵器の使用危機が高まる中、昨年12月に日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことは大きな意義がある。核兵器と人類は共存できない。唯一の戦争被爆国として、国連の核兵器禁止条約に直ちに署名・批准するよう、政府に強く求めること。

6、昨年12月、国の第7次エネルギー基本計画の原案が示され、「原発依存度を低減する」との文言を削除し、「原発を最大限活用する」と明記したが、福島原発事故による甚大な被害の実相と教訓を全く見ようとしない“原発回帰”は、許されない。原発被災県として、国に抗議・撤回を求めること。

原発は事故が発生すれば甚大な被害をもたらすばかりか、高コストである。原発と石炭火力をゼロにし、再生可能エネルギーをベースロード電源と位置付ける計画とするよう国に求めること。

7、大震災・原発事故からの復興は、ハード面に多額の予算を投入し大企業の儲け優先の「創造的復興」ではなく、被災者や避難者への支援を行う「人間の復興」に重点を置くこと。原発避難者の医療・介護の減免、避難者が安心して帰還できる支援策など、今後も継続した支援を国に求めること。

8、人口減少対策は、子育て世代の教育費の負担軽減をはじめ、県が実施している県内企業に就職する若者の奨学金返還支援事業を拡充すること。賃上げを含めた雇用支援、ジェンダー平等の視点をふまえた県の具体策を示すこと。

9、女性差別撤廃条約の批准、選択的夫婦別姓の早期実施を政府に求めるとともに、県としてもパートナーシップ制度の推進、男女の賃金格差是正など、人権・ジェンダー平等推進をさらに図ること。

10、県職員や教職員の不祥事が、依然として相次いで発生している。原因の分析と対策を講じ、県民の信頼回復を図ること。

二、物価高騰対策について

1、物価高騰はあらゆる分野に甚大な影響を及ぼしていることから、丁寧な実態把握と要求の聞き取りを行い、有効な対策を講じること。

2、物価高騰対策として最も効果が大きい消費税5%への減税とインボイス制度の廃止を国に求めること。

3、国による低所得者向け一時金の給付が早期に支給されるよう市町村を支援すること。

4、国の給付金による支援は住民税非課税世帯に限定されているが、ボーダーラインで該当にな

- らない世帯、一人親世帯など困難を抱える世帯にも支援が届くよう支援対象を拡大すること。
- 5、生活困窮世帯の増大により、子ども食堂だけでなく、大人食堂を開設する動きが全国に広がっている。食料の高騰により支援団体の運営も困難を極めていることから、備蓄米の放出等による国の支援強化を求めるとともに、県としても支援団体への独自支援を行うこと。
 - 6、最賃引き上げ、教育費の負担軽減、年金の引き上げ等社会保障を拡充し、困窮を深める国民生活を下支えする政策を国に強く求めること。
 - 7、ガソリン代高騰抑制のため、国に支援縮小ではなく拡充を求めること。
 - 8、国の重点支援交付金を活用し、他県は小中高の入学生を持つ世帯の入学準備に要する費用の一部を補助している。全国の取り組みに真摯に学び、県民への直接支援を行うこと。
 - 9、物価高騰対策として県は公定価格での運営が求められる医療機関、介護事業所、社会福祉施設の経営を守るため支援を行ってきたが、新年度においても継続実施すること。国に各種報酬改定を求めるとともに、県の支援も継続すること。

三、原発回帰を許さず、原発ゼロ、県民の復興を

(1) 原発回帰を許さず、原発ゼロの発信を

- 1、福島原発事故がまるでなかったかのように原発再稼働を推進する国の姿勢は許されない。能登半島の地震、南海トラフ地震注意など国民の安全をリスクにさらす、原発推進、石炭火発依存の国の次期エネルギー基本計画の撤回を強く求めること。
- 2、事故を起こした福島原発と同じ型で、東日本大震災時には危機一髪だった女川原発、唯一県庁所在地にある島根原発、柏崎刈羽原発の再稼働中止を国に求めること。あわせて、原発に依存しない社会を目指す本県として、「原発ゼロ」を発信すること。
- 3、2024年度の再エネ出力抑制量は、全国で約50万8千世帯分にあたる21.2億kw/hにのぼる。再エネの出力抑制はやめるよう国に求め、環境に配慮した再エネ推進を求めること。
- 4、環境破壊につながる大規模再エネ発電設備を規制する条例を制定すること。

(2) 安全最優先の廃炉作業の取り組みを

- 1、東京電力は原発事故から13年半経過してわずか0.7グラムのデブリを取り出したが、燃料デブリは総量880トンと推定される。東京電力は今後も長く続く廃炉作業に集中し、柏崎刈羽の再稼働は行わないよう国と東京電力に求め、長期にわたる廃炉作業は、東京電力が現場に直接責任を持つ体制の確立と、国が責任を持って進めるよう求めること。
- 2、長期に渡る廃炉作業に対し、幅広い県民の意見が反映されるよう、県廃炉安全監視協議会に加え、県民が広く参加できる新たな組織を立ち上げること。
- 3、ALPS処理水海洋放出は2年目に入ったが、漁業者を含め反対の声は変わらない。ALPS処理水の海洋放出中止を国と東京電力に求めること。

また、地質の専門家など広く英知を集め、汚染水発生抑制の抜本対策に取り組むよう国と東

京電力に求めること。

(3) 中間貯蔵施設の除去土壌の再生利用について

環境省は1月20日、除染で出た土壌の県外最終処分の検討について4案を示した。中間貯蔵施設の除去土壌については、住民合意のない再生利用は行わないよう国に求めること。地権者や県民・国民の意見を聴く機会をつくるよう求めること。

(4) 避難者、避難地域支援について

- 1、避難地域の国保税や介護保険料は全国的にも高く、医療・介護等の需要が依然多いことを示している。保険料、利用料減免制度は避難者の命綱であり延長を国に求めること。
- 2、帰還困難区域の除染について、すでに実施された区域でも、実施範囲が限定的である。今行われている特定帰還居住区域の除染については、生活圏の範囲を広く捉え安心して住める居住環境を整備すること。帰還意思の有無に関わらず希望に応じるよう国に求めること。
- 3、避難者数の把握は国・県・市町村によって異なっている。避難元に戻れない住民は全て避難者として把握し、必要な支援を継続すること。
- 4、国家公務員宿舎に避難した住民への追い出し裁判はやめ、今後も提訴や調停の申し立ては行わないこと。
- 5、原子力損害賠償については、県原子力損害対策協議会「全体会議」を開き実態を共有し、地域や個別の被害に見合った円滑な賠償が進むよう国と東京電力に求めること。この間の判決を踏まえ中間指針の見直しを国に求めること。

四、気候危機打開と災害対策の取り組み強化について

(1) 気候危機打開について

- 1、昨年は史上最も暑い年となり、気候危機対策は急務である。日本の温室効果ガス削減目標は国連目標から大きくかけ離れており、世界的な批判が起きている。日本政府の目標を、2035年までに2013年度比で75～80%に引き上げるよう求めること。2030年までに石炭火力を廃止するよう国に求め、県内の石炭火力の廃止を電力事業者に要請すること。
- 2、原発や石炭火力を優先して再エネにブレーキをかける出力抑制は中止するよう国に求めること。
- 3、太陽光パネルの廃棄やリサイクルはイノベーション・コースト構想に位置付けられているが、技術開発と産業創出につなげるよう取り組みを推進すること。
- 4、住宅用太陽光発電設備と蓄電池への補助をさらに増額すること。
- 5、県有施設の断熱性向上や蓄電池の設置など省エネの取り組みを促進するとともに、省エネ住宅建設、改修への補助の増額、省エネ家電への買い替え補助を再開すること。
- 6、林地開発許可要件の見直しを国に求めること。

7、県内各地でメガ発電による大規模な森林伐採などの環境破壊が大問題となっている。自然環境等を守るためメガ発電を規制する条例を制定すること。その条例の中で、完成後も事業者への指導・監督ができるようにすること。

(2) 災害対策について

- 1、阪神淡路大震災から 30 年経過したが、避難所の劣悪な環境は依然として変わっていない。能登半島地震から一年が経過し、災害関連死が直接死者数を上回る深刻な事態となっている。こうした実態に鑑み、避難所は「TKB48」を目標に洋式トイレ、温かい食事、ベッドを 48 時間以内に設置すること。避難所で温かい食事が提供できるよう、事前に事業者との協定を締結すること。避難所運営や災害対応のスタッフに女性職員を配置するとともに、人権に配慮した避難所運営を行うこと。
- 2、停電時の避難所電源確保のため、自家発電設備、太陽光発電設備等を優先的に整備し、避難所となる学校の体育館などへのエアコン設置を必須要件とすること。
- 3、被災者生活再建支援金の上限を 300 万円から 600 万円へ引き上げるとともに、都道府県負担をなくし全額国庫負担とするよう国に求めること。
- 4、能登半島地震の教訓として、家屋判定基準の見直しと半壊以下世帯への支援制度の適用拡大・柔軟活用を促すこと。木造住宅の耐震化支援を県としても引き続き行うこと。
- 5、県の防災備蓄について、孤立しやすい地区への分散保管も行うこと。
- 6、河川維持管理費を増額し、日常的に浚渫等の維持管理を行うこと。
- 7、豪雪に見舞われた市町村に対し、除雪費用を支援すること。高齢世帯の除雪支援を県として行うこと。

五、福祉型県政について

東日本大震災と原発事故に見舞われた本県は、全国に先駆けて少子化、高齢化が進行し、人口減少に拍車がかかっている。原発事故で本県を離れた医療や介護に従事する人材も流出し戻っていないばかりか、今も流出が続く深刻な状況にある。このような本県特有の困難をもたらした震災と原発事故からの復旧、復興にとって、県民の復興を成し遂げる上で県民福祉の充実に力点を置いた県政運営は不可欠となっている。この観点から以下の点について要望する。

(1) 安心して結婚し子どもを産み育てられる環境整備を

- 1、昨年 12 月に更新された県の人口ビジョンでは、2040 年人口 150 万人程度の維持を目指すとしている。推計人口は 147 万人とされており、人口減少に歯止めをかけるための総合的かつ具体的な子育て支援を講じること。
- 2、全国一律時給 1,500 円の最低賃金の実現、非正規から正規雇用への転換で低賃金不安定雇用の改善を進めること。
- 3、出産、育児、教育に係る保護者負担の原則ゼロを目指し、国と連携し取り組むこと。

4、保育、学童保育の保護者負担の解消と、良好な保育環境確保のため、運営費補助の抜本的見直しを行うとともに、県に保育課を設置する等支援体制を強化すること。

(2) 県民のいのちと健康を守る保健、医療の充実

1、インフルエンザや新型コロナ感染症など5類感染症の感染拡大に歯止めがかからない。保健指導の徹底、強化を図るとともに、保健所及び県衛生研究所の体制を強化すること。インフルエンザは過去最多の感染者数となっていることから、ワクチン接種の期間を延長するよう市町村を支援すること。

2、コロナ感染者の死亡率はインフルエンザの15倍とも言われる。コロナワクチンも接種期間を延長するとともに、定期接種に加え任意接種についても県として自己負担の軽減策を講じること。

3、感染症に対応する医療機関や各種福祉施設の感染拡大防止対策に県が支援すること。

4、生活習慣病など県民の健康に関する指標は全国下位に位置するものが多く、健康づくりは県政の重要な課題であるため、県は掛け声だけでなく本気度を示すこと。がん検診等各種健診の受診率向上のため、受診時の自己負担の軽減支援、一般県民向けの健康教育等を市町村と連携して取り組むこと。

5、今後予定される県の地域医療構想策定に当たっては、今期の到達と総括を明らかにし、病床削減ではなく必要な県民医療が確保できる計画とすること。

国が進める医療DXは、高齢の医師は対応できず排除される事態が起きており、強制しないこと。

6、県民に安全安心の医療を提供するためにも、医師の働き方改革は喫緊の課題である。医大での働き方改革は、県内への医師派遣を困難にする側面もある。人口比で全国平均を大きく下回る本県医師数をせめて全国並みに増員できるよう医師確保計画を見直すこと。福島医大定数の更なる増員、他県からの医師派遣も要請すること。

7、双葉地方の中核的病院の整備計画策定に当たっては、250床の規模先にありきではなく、真に必要な医療機能を有する病院とすること。福島医大病院の附属病院となることが確定したが、全県の地域医療における医師確保のため、医大の医師派遣に支障をきたさないよう配慮すること。

8、看護師のみならず看護助手を含め医療現場の人材確保は困難を来しており、医療機関へのアンケート調査では、本県の医療人材不足は全国と比較しても際立っている。人材紹介業者に多額の紹介料を支払う医療機関が少ないため、人材確保のための支援を更に強化すること。

9、県外の養成機関で医療技術者の資格を取得した若者が、県内に戻るモチベーションを高める支援策を講じること。

10、難病治療に当たる専門医の養成と方部ごとの適切な配置に努めること。

11、2023年度の自殺者数は全国的には減少したが、本県は前年の380人から390人と10人も増

加、自殺死亡率は全国ワースト4位となった。子どもの自殺も多いことから、精神科の思春期対応医療機関を増やすこと。

自殺者は自殺未遂経験の割合が高いことから、自殺未遂の救急搬送をデータ化し支援を行うなど、自殺防止対策を強化すること。

12、健康保険証の新規発行が昨年12月2日から廃止された。今もってマイナ保険証の利用率は2割台に留まっており、健康保険証の存続を国に求めること。

マイナンバーカードの5年毎の更新を迎える人が少なくないため、マイナ保険証利用に支障が生じないようにすること。

マイナ保険証の制度に伴い国保税滞納世帯への短期保険証が廃止されたが、滞納世帯に窓口10割負担等の制裁措置を行わないよう、市町村を支援すること。

13、PFASの健康影響の不安が出されている。水道水検査に加え、血液検査も実施すること。

(3) 高齢者が安心して元気に暮らせる県づくりを

1、物価高騰に見合う年金額の引き上げ、年金額を抑制する仕組みのマクロ経済スライド廃止を国に求めること。

2、国の高齢者福祉を切り捨てる医療費負担増を許さず、70歳以上の医療費負担を原則1割に戻すよう国に求めること。

3、今年度の介護報酬改定により引き下げられた訪問介護報酬を元に戻すこと。

介護職員の処遇改善や物価高騰に対応するために、3年に一度とされている介護報酬抜本改定を来年度直ちに行うよう国に求めること。

4、足の確保で高齢者が元気に生活できるよう、タクシーを含む公共交通利用者に対し、市町村だけでなく県として補助する仕組みをつくること。市町村独自の取り組みへの補助率を抜本的に引き上げること。

5、加齢性難聴者に補聴器購入を補助する市町村が県内でも増加している。県としての支援制度を創設し、市町村を支援すること。

6、高齢ドライバーのブレーキ踏み間違い防止装置に補助する自治体が増加している。県としての補助制度を創設すること。

(4) 障がい者が安心して暮らせる施策の拡充

1、障がい者総合支援法の報酬を抜本的に引き上げ、職員の処遇改善を図るよう国に求めること。

2、障がい者の社会参加を支えている就労継続支援A型、B型事業所の成果主義報酬体系を見直し、重症者がサービスから排除されないよう国に求めること。県の物品購入に当たっては、障がい者施設等優先調達が位置付けられている事業者への発注を大幅に増やすこと。

3、今年開かれるデフリンピックでは、本県もサッカーの会場となる。聴覚障がい者も多数本県を訪れることが想定されることから、手話の普及のための講習会を幅広く開催すること。

- 4、高齢障がい者の福祉サービス利用について、介護保険事業優先ではなく、本人の希望を尊重すること。
- 5、中途失明者の生活訓練を担う指導員が増員されたことは歓迎されている。増加する中途失明者のきめ細かな訓練が行えるよう更なる体制強化に取り組むこと。

(5) 低所得者、若者への支援強化を

- 1、物価高騰に対応するため生活保護基準の更なる引き上げを国に求めること。
- 2、猛暑の中でエアコン設置は命に直結するため、生活保護世帯を含め低所得世帯へ県の補助制度を創設すること。
- 3、家具、家電製品の買い替えについて、生活福祉資金貸付制度の利用促進に向け、市町村や社協に制度の活用を促し、住民に広く知らせること。
- 4、生活保護世帯の車の保有について、車は生活必需品であるとの認識に立ち、保護世帯の自立支援、生活の質確保のため実施機関が適切な判断を行うこと。
昨年末に厚労省が出した通達により、これまで車の保有が認められてきた世帯の使用範囲が拡大されたことから、適切な運用を図ること。
- 5、低賃金、不安定雇用が多い若者を支援するため、公営住宅への単身入居を拡大すること。民間住宅の家賃支援制度である住宅セーフティネット制度の活用を、若者、低所得者等に拡大適用するよう市町村を支援すること。
- 6、本県の介護職員不足は全国的にも突出しており、解消に向けた養成機関の再構築が求められている。県として養成機関がない県北、会津方部に養成機関を設置すること。また、保育士等エッセンシャルワーカーの不足解消に向け、奨学金で学べる県の養成機関を再構築すること。

六、商工業、農林水産業の振興について

(1) 商工業の振興について

- 1、地元企業が地域循環・生活密着型の公共事業、住民合意に基づいた再エネ普及に本格的に取り組むことができるよう支援すること。
- 2、県として公共事業の地元事業者への優先発注に努め、分離発注を広げること。建設業法改正により、今年度から標準労務費が末端の労働者まで徹底されることになったが、発注者である県は支援を強め実効性のあるものにする事。
- 3、他県では県独自の賃上げ支援策が実施されている。本県も中小企業の支援を行い、賃上げが進むよう支援すること。
- 4、これまで猶予されてきた消費税の支払いや、社会保険料の事業主負担が中小企業に重くのしかかっている。倒産を防ぐために、国税の減免制度創設を国に求めるとともに社会保険料を含む徴収猶予などの制度活用を促し、県内中小企業への独自支援を最大限行うこと。

(2) 農林水産業の振興について

- 1、異常なコメ価格の高騰を抑えるとともに、離農者を出さないための取り組みが求められている。稲作農家支援として戸別所得補償の復活を国に求めること。ミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。
- 2、所得補償と価格保障で農家の経営と暮らしを守るよう国に求めること。国に対してカロリーベースで 38%まで落ち込んだ食料自給率を 50%へ早期回復し 60%を目指すよう求め、国も県も自給率の目標をもって取り組むこと。
- 3、飼料や肥料、農業資材の価格高騰への補てんを行い、農業経営が継続して行えるよう国に求めるとともに県独自の支援策を講じること。
- 4、飼料や資材の値上がりが続く畜産業については、価格高騰対策支援を継続すること。原発事故の影響で自家飼料の活用が進まない本県畜産農家への特別支援対策を講じること。
- 5、新規就農者支援制度については、親元就農も支援に加えるよう国に求めること。新規就農者向け住宅支援を県として行うこと。
- 6、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を促進させること。
- 7、県産材の活用を推進するとともに、林業後継者を支援し山の維持管理を継続して行えるようにすること。
- 8、処理水放出の風評被害や、温暖化による海水温の影響や魚種の変化など、漁業を取り巻く状況は厳しくなっている。漁業の本格操業が軌道に乗るよう引き続き漁業者を支援すること。内水面漁業者への支援も強化すること。
- 9、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆砂撤去の予算を大幅に増額すること。

七、教育の充実について

- 1、望ましい教育条件を図るため、教育予算を大幅に拡充し、教職員の処遇改善と正規教職員の増員、教育費の保護者負担軽減、教育施設の改善を図ること。
- 2、教員不足は依然として深刻であり、県内でも教員の定数配置ができない現状がある。国の義務教育費国庫負担を元の 2 分の 1 に戻すとともに、国の標準法を見直し教職員定数の改善を国に求めること。
- 3、教員の教職調整額を 2030 年までに 10%まで段階的に引き上げる「給特法改正案」が今度の通常国会で提案されるが、これは残業代の代わりにはならず、教職員の長時間過密労働は解消されない。教員の残業は、正規の業務であり、労働時間であることから、残業代を支払うよう国に求めること。
- 4、県独自の 30 人・30 人程度学級を小中高校まで完全実施すること。そのための正規教員を増員すること。
- 5、スクールサポートスタッフの処遇の改善、増員を図ること。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、全校に常勤配置すること。

- 6、学校給食費の無償化を国に求めるとともに、本県も市町村と協力して学校給食費の無償化をすべての市町村で実施すること。学校給食の質を確保できるよう、県として食材費高騰分を補助すること。
- 7、物価高騰が続く中、低所得世帯の就学援助制度を充実させ、生活保護基準の1.5倍に引上げるためにも、国庫負担金を元に戻し、子どもの学びを保障するよう国に求めること。就学援助の入学準備金は、すべての市町村で入学前に支給されるよう支援すること。
- 8、国公立大学への国の運営交付金削減をやめ、大学の学費値上げを中止するとともに、高等教育の学費は、当面半額に、将来は無償化に、入学金はゼロにすること。奨学金は給付型とし、すでに借りている奨学金の返済補助を実施すること。これらを国の制度として行うよう求めること。
- 9、県立大学の学費を半額にすること。県立・私立高校の授業料の所得制限を撤廃し、早期に完全無償化とすること。県の給付型奨学金を創設すること。県内企業に就職した場合の県奨学金返還支援事業の周知・活用を図るとともに、教育・若者支援策として抜本的に拡充すること。
- 10、ICT教育など、教育デジタル化によるさまざまな影響が専門家から指摘されているが、デジタル教育への偏重をやめること。デジタル採点システムは、再検討すること。高校生のタブレットは、無償配布とすること。
- 11、競争教育をあおり、真の学力につながらない学力・学習調査は、国も県も中止すること。
- 12、人権と健康に配慮した教育環境の整備を図ること。災害時の避難所となる小中学校の学校体育館はじめ、県立高校の体育館についても早期にエアコンを整備すること。高校の普通教室だけにとどめず、特別教室にも早期にエアコンを設置すること。
- 13、特別支援学校の教室不足解消、教員配置基準の見直し、通学費の補助を実施すること。手話を言語として学ぶ授業を保障すること。いわき市南部に特別支援学校を新設すること。
- 14、小中高校において、包括的性教育を引き続き実施すること。
- 15、教職員による性加害等による相次ぐ不祥事を重く受け止め、再発防止に向けた専門家の意見を聞くとしたが、ここに女性の専門家を加えること。

八、ジェンダー平等の推進について

- 1、ジェンダー平等の推進で、若い女性の県外転出を抑制し、少子高齢化対策にも生かすこと。県としてあらゆる分野でジェンダー平等を貫くこと。この立場で、各市町村を支援すること。
- 2、国連の女性差別撤廃委員会の4度目の勧告、経団連からの求めにもあるように、選択的夫婦別姓制度の早期実施を国に求めること。
- 3、厚労省は従業員101人以上の企業に、管理職に占める女性比率の公表義務化を2026年4月から行うこととしたが、県内企業に比率向上を促すこと。
- 4、県職員の女性管理職の割合目標15%を早期に達成し、目標を大幅に引き上げ、あらゆる政策決定の場に女性の比率を高めること。

- 5、女性が圧倒的に多い会計年度任用事務職員の処遇改善を図ること。また、会計年度任用職員全体の処遇改善を図ること。
- 6、本県教育分野のジェンダーギャップ指数は全国最下位クラスである。女性も管理職を希望できる労働環境へと改善すること。
- 7、人権保障の立場からも個人の尊厳を大切にする包括的性教育を推進すること。
- 8、女性の経済的な独立を妨げ、中小事業所の家族の働き分を必要経費と認めない、所得税法第56条の廃止を求めること。

以上